提管	提案王体の氏	名 提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
0060	マークインターナ: 20 ル株式会社 (チームヴィジョン	雇用促進·観光·貿易振興		国家戦略特区に指定された場合は手続きを簡素化できるようにする	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について収益計画を作成しま設計画が所越避大臣の認め建立を設定したときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。	-	-	-
0070	10 合同会社フロンテ ファーム	ア 市街化調整区域における 農家民宿開業の簡素化	都市計画法第34条	は出元のでは、これをこうな。	市街化顕整区域における既存建築物の用途変更に当たり開発許可は不要ですが、 都市計画域名名条第1項又は第43条第1項に基づ許可が必要となる。 当該許可は、市街化調整区域におけるスプロール防止や、宅地における一定の水準 の確保を目的に個別に都遠府県等の許可に係らしめるものであり、ご提案のケースは 利用形態を大きく変更するものであることから、一律に許可不要とすることは困難である。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと 認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著し不適当と認められる開 発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることと なっている。	右撲楽者から示された 建業を選挙送上の取扱に 建業を選挙がある。 関数が否計画が返せ で記載を 会か、具体的に回答さ れたい。	すが、農家民店というのは、あくまで四舎暮ら 止を検験するかであり、形式的に利用形態 は変わると思いますが、実質的には大きく変 からないと考えております。 地方や農村に実家や親戚があれば帰省することがあると思いますが、それを面縁関係 などがない人に七できるように上のが農家 民宿であるのではないかと思います。 それで毛利用形態が大きを更することにな るというのであれば、例えば別添の通知文に あるような客室が33m未満であり、各客室か	困難である。 なお、開発許可権者が許可手続において、民宿転用については書類 や事務手続を簡素化することにより、手続期間の短縮等をすることは 適用上可能である。
0120	10 神奈川県厚木市	世界と戦う国際的ビジネス拠点形成事業	建築基準法 第52条	スピード感を持って、世界と戦う国際的ビジネス 拠点の形成を実現させるため、「世界最先端の研究、開発製造等を行う業務拠点を整備する」 場合に限り、単工業地域、ア業地域及び実 専用地域の容積率を特別に加算できる制度を 創設する。	建築基準法第52条に基づく容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の公共施設への負荷とのバランスを保ち、市街地環境の悪化を防止することを目的としており、各用途地域に応じた容積率のメニューを定めているところ。このメニューの中から市可力が都市計画において容積率を定めている。このにのため、容積率300%の建築物が立地しても支降が無いと貴市が判断される地域において、都市計画の変更を行うことにより、指定容積率300%とすることが可能である。	-	-	-
0130	愛媛県喜多郡内· 10 愛媛県	町 (非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
014010	「静岡県東部地区を介 護特区にJプロジェクト チーム	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	_
015010	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡 大戦略特区構想	道路運送法第78条、第79条、第79条の4 道路運送法施行規則第40条、第49条、第51条 道路交通法第86条第1項	自家用有債旅客運送の一種として、第2種免 許を保有しない一般旅客自動車運送業以外の 者(観光能設・民宿・観光ボランティア等)による 観光客への観光施設・選近の緩和を行うことに より、観光施設や民宿等による自家用車での 有償運送を可能とする。	自家用有價款客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の駅係者の含意が得られた場合に関マで例外的に実施できるものである。平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化及び運送する旅客の範囲の拡大について制度の国直を行ったころであり、非営村性を削退一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団についても実施主体とすることを可能としまた、旅客の範囲回こついて、当該地域が一定の条件下であることを市町村長が認めた場合に関リ、地域水からの来訪者等の輸送も可能とすることとしており、ご要望の事業に同り、地域水からの来訪者等の輸送も可能とすることとしており、ご要望の事業に同り、地域水からの来訪者等の輸送も可能とすることとしており、ご要望の事業に同り、地域水からの来訪者等の輸送も可能とすることも、おいまでは、対域では、運転手の資格要件に2種免許は最終でけておおしまります。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	無余地性の基準の適用除外について、国家 戦略特区に限らず、構造改革特区として認め るなど、全国的な規制改革を求める。	_
015020	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	海上運送法第21条の2	とする。	2地点間の運送を乗合で継続して行う場合には、一般旅客定期航路事業として事業を行う必要があるが、旅客不定期航路事業と比べて手続きそのものに大きな負担の差にない。また、一般旅客空期前路事業であって施師寺の二人には、事前届出による臨時便の設定により対応可能であり、定期ダイヤも柔軟に設定可能である。したがって、部提案の事業を実施することは、一般旅客定期航路事業の許可を取得することで対応可能であり、一般旅客定期航路事業での対応を第一義にお考えいただきたい。	-	-	-
015030	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡 大戦略特区構想	通訳案内士法第36条	英語検定や中国語検では、の資格保有者のうち、自治体が実施する研修を経たものについて、通知を中央に対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を対して、原理を中央に対して、原理を中央に対して、原理を対しては対して、原理を対しては対して、原理を対しては対して、原理を対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては対しては	ご提案の内容については、通駅案内士(国家資格)でない者であっても、地域の実情に 応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、構造改革特別区域内にお いて、外国人に対し、外国話で有領がイを行うことを可能とする「国家機能特別区域 法及び構造な場特別区域との一部を改正する法律案」が今通常国金に提出れ、可 決・成立したところ。 法律施行後、地方公共団体が、当該措置について構造改革特別区域の認定を受ける ことにより、ご提案の内容が実施可能になる。	-	-	_
015040	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡 大戦略特区構想	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	自治体やNPO法人が主催する有償の移住・農業体験ツアーについて、旅行業法の適用除外とする。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各級を課すことにより、消費者保護のラセいる。こうに消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が自治体やNPO法人である場合であっても遵守されるべきものであり、自治体やNPO法人について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	-	-	-

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
015050 香川県	瀬戸内海を活用した「アー ト県かがわ」の交流人口拡 大戦略特区構想	道路法第32条 道路交通法第77条	路上でのオープンカフェや移動販売車の営業 について、道路使用・占用許可が取得しやすく なるよう弾力的な運用を図る。	現行制度においても、オープンカフェや移動販売車は道路管理者の許可を受けれ は、道路上に設置が可能であるが、道路の占用は、道路の構造又は交通に支障を及 ほすおそれが大きいため、道路管理者は、当該道路の構造、状態、周辺環境等を勘察 して総合的に合用の可否を判断することだっている。 また、迂葉外内容については、国家販給特別区域法第17条におい代書派済みであ また、迂葉外内容については、国家販給特別区域法第17条におい代書派済みであ り、同法に基づく区域計画にイナープンカフェ、移動販売車・径設置する道路の区域を定 めることにより、道路占用の許可にあたり、特例として、道路法第33余第1項に「道路の 数地外に余地がないためにかむを得ないもの」と規定するいわゆる無余地性の基準の 適用除外とすることが可能である。	右提案者の求める全国的な規制改革の実現の可否について、具体的に回答されたい。	無余地性の基準の適用除外について、国家 戦略特区に限らず、構造改革特区として認め るなど、全国的な規制改革を求める。	
024010 森ビル株式会社	国家戦略特区内の特定都 市再主緊急整備地域に係 会容積率期例の一律線列 (400%以上への底上げ)及 び日影規制の適用除外	都市計画法	(都市再生特別措置法、都市計画法及び建築基準法の特例の追加) ・国家戦略特区の区域計画で指定する特定都市再生緊急整備地域、現在の指定容積率が付900%未満のエリアに限る)については、都市計画の指定容積率を一律に400%以上に緩和する措置を行う。 ・国家戦略特区の区域計画で指定する特定都市再生緊急整備地域については、日影規制を適用除外とする。	反映した容積率を定めることが可能である。 また、建築基準法第56条の2に基づく日影規制は、地方公共団体が条例で指定する	の連用による対応は ハードルが高いという認 識であり、今回、特定街 区に類する制度拡充を 別途提案しており、提案 の可否及びその理由に	ているところ。 ・日影規制の適用除外を実現するため、国が 主導して制度改正を行う方策を再提案する。 ・都市再生特別地区について、特定街区(建 築基準法52条から59条までの規定を適用除 外)と同様に、建築基準法に「都市再生特別	日影規制は、地方公共団体が条例で指定する区域において、一定の 日照等の環境を確保することを目的として、即地的に定めるものであ り、都市再生特別地区において日影視制を一律に適用除外とすること は困難です。 ただし、地方公共団体が条例で指定する区域の変更や当該規制に 適合しない建築物であっても、特定行政庁が土地の状況等により周囲 の居住環境を書するARTもがないと認めて建築業を会の同意を得て 計可した場合においては、用途地域に関わらず、当該規制を適用除外
031020 杉並区産業振興セン	杉並千客万来プロジェクト	イ 旅行業法第3条(登録)、第7条(営業保証 金)、第11条の2(旅行業務取扱管理者の選 任)	イ 特区内のみを対象とする「着地型旅行」に ついては、事前に特区自治体が旅行内容を書 を・承認することにより、旅行業者はアま立定をのる「旅 行業者」以外の者であっても、「着地型旅行」の 金曲・募集を可能とする。 (1) 特区の対象とする回転 (1) 法人格を持ち、②区で作成した基準に合致 し、③財が翻奏等の審査によって区が適当と認 める団体。 (2 実施事業者の保険加入義務化 ③法に単比と契約書面等の交付、旅程保証 以上により消費者保護を行うことを想定している。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるともに、登録を受けた旅行業者等に対し、営業保証をの供托義務、契約書面等の交付義務、旅程管理機務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っていこう。上海費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体がNPO団体や宿泊提供事業者である場合であって基づされるできんであり、NPO団体や宿泊提供事業者について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	旅行業法の適用除外に関する事業の実施に あたっては、前提として、当区内に限定して実施するものを対象として考えている。その上 で、消費者保護の具体的な対応として、(7)常 業補償金の供託義務は、区への旅行保証金 の終入、又はそれに代わる登録制度の創設 ②契約書面等の交対・義別、依行業法等に 準した対応、(3)旅行業務取扱管理者の選任 は、区による事の交対・義別、成行業法等に 準した対応、(3)旅行業務取扱管理者の選任 は、区による事の支払、書きの実施、さら に、区距自制度として旅程の事前確認、保険 加入、を実施を終として考えている。これによ り、消費者修鑑は確保できると考える。なお、 当区内のみようて多態であることから区が事業者や実施の状況を直接根拠できるもある。 の趣旨・目的を遵守した実施は可能と考え る。	(調整中)
031030 杉並区産業振興セン	杉並千客万来プロジェクト	道路法第33条第1項	道路の使用にあたって、オリンピック・パラリンピックの開催に伴う事業などにおいて、より柔 教的な道路使用が必要な場合については、道 路法によらず自治体の判断による道路の使用 を可能とする。	道路の占用は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが大きいため、道路の占用計可を行う者は、当該道路の構造、状態、周辺環境等を的確に把握、管理している 道路管理者である必要がある。	-	-	-
032010 菊池製作所	ドローン特区	航空法 電波法施行規則第6条第2項、電波法関係審査 基準	飛行検査が困難であったものが解消される。 その上で、以下の飛行実験を実施したい。	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の景行について、有人機と衝突するおそれがあるため、国大空通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
034010	GREEN ZONE UAS	無線誘導航空機 技術実証エリア88 及び電助勢制機器 技術実証エリア	航空法 電波法	無線誘導機の基準を明確にするため、推進の ためのガイドラインや法律を早急に制定する。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行方法等を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.htmlを参照されたい)。	-	_	-
036010	横須賀市	未利用公有地の有効活用 について	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	公拡法により先買いした公有地のうち、買取りの目的となった事業の廃止。変更により、利用見込みがななった土地について、買取り後10年間を経過した場合に限り、公共的用途の制限を解除し土地の利活用・売却を可能とする。	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「公抵法」という。)は、公有地 の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを 目的(公拡法第1条)とし、都市の機金な発展と秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを 目的(公拡法第1条)とし、都市の機金な発展と秩序ある整備と後達するため必要な土地の先買 いに関する制度の整備を他の計画を講じており、先買いに係る土地については、 ① 都市施設に関する事業 (3) (①又はは、連ずる事業(市街地開発事業、地方公共団体等が行う住宅又は住宅用宅地の質 の用又はこれらの事業の代替地の用に供しなければならない(公拡法第9条第1項第1号、第2号 及び第3号) このため、公拡法に基づく先買い(係る譲渡所得については、租税特別措置法(個和29年法律 第26号)第34条の2第2項第4号に基づき1500万円特別診験の適用お認められている 一方、先買り報により取得された長期保有土地の有効活用を図るだめ、平成10年の法改正 において一定の要件を選売す場合には、用途制限を緩和しているところである。具体的により 取られこ日から10年を経過した土地であって、買取りの目的として手業の乗し入まび変更等に よって、(①から35までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにあっては、先買い よって、(①から35までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにあっては、先買い よって、(①から35までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものにあっては、先買い よって、(①から35までの事業やその代替地の用に挟される影響に実するを建設計画に仮写けられた。 第2条章を表示といる場合は、10年の表示を提出されているのでは、10年の表示を表示といまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいまいま	-	-	-
038040	山口県 樹トクヤマ徳 南朝 前海 所 東 米ノー横南 側 原本 乗 小一横 南 東 火ー横 徳 山 東 東 所 横 ト クヤ ズロジスティクス、長 府 工 庄 横	用 引山、 制にはエイルヤー	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	法人化している地域コミュニティ組織等が、 A 当該組織の構成員である宿泊業者や旅客自 助車運送事業者の宿泊施設、運送機関を利用 した少人数の体験型旅行の企画募集等を行う場合 現は B 移住促進を目的として行う難らし体験ツアー 等の企画募集等を行う場合は、 (1)旅行業法における下記事項については、適 用除分よする。 、1旅行業務取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ※域内の少額な旅行金庫に限定し、かつ地域 で責任を担保する体制を構築することにより、 消費者保護を図る。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を含む者について登録制度を設けるととも、、登録を受けた旅行業者等に対し、営業保証金の供託破務、契約書面等の交付機務、旅程電機務、旅行業務取扱管理者の退任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っていておいては、旅行業の実施主体が法人化しているした消費者保護のよのもの各規定については、旅行業の実施主体が法人化しているした消費者保護のよのものも規定であっても適守されるべきものであり、法人化している地域コミュニティ組織等について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	A 中山間地域が有する自然環境や歴史文化 等の観光資源や食などを組み合わセドンーリ ズムの推進は、中山間地域の住民自らが地 域資源を活かしたビジネスの創出を行う重要 な取組となる。 B 中山間地域への移住を促進するため、移 住希望者に地域資源や幕らし体験等地域全 体を紹介するに自然なった。 組織が主体的にソアーを企画運営することが 効果的である。 回答にある法の目的は理解しており、旅行企 の保険加入の職務づけや実施生体中で 保険加入の職務づけや実施生体中で 保険加入の職務づけや責任体制の明報 化等により、旅行者の安全確保や消費者保 護を図ることが可能と考えている。	責果のご提案は、「法人化した地域コミュニティ組織等」が、小規模な 募集型企画旅行を実施する場合について、旅行業法の適用除外又は 各義務の緩和を求めるものだが、 ・「法人化した地域コミュニティ組織等」の概要、範囲が不明確であること。 ・「旅行業者は、上述のとおり、旅行中の安全確保や旅行者の生命・身 体の安全に対する責任を負担し、事故発生を回避するために旅程を 適切に管理する組織体制が必要であること。また、万が一、死亡・傷 事事故等が発生した場合、損害賠償債務を履行できる財務体力が必 要であること。

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
038090	山口県 周南市、博トクヤマ徳 山殿造所、東ン一横南 陽本事業所、出光興産税 でロジスティクス、長府 工産機	地域資源を活用した新たな ビジネス創出特区 "小さな拠点の活性化、雇用制制、新たなエネルギー 活用」のための総合改革拠点。	旅行業法第3条、第7条、第11条の2	②旅行業法における下記事項については、適 用除外とする。 ・旅行業務取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託 ・営業保証金の供託	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業有者に対し、営業保証金の供託職務、契約書面のの文付職務、旅程管理議所、指案務取扱管理者の選任義務等の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。こうした消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が法人化している地域コミュニティ組織等である場合であっても遵守されるべきものであり、法人化している地域コミュニティ組織等について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	中山間地域に都市地域等からのビジネス事業者を誘致する場合、誘致施設の紹介するだけでなく、地域資源や住環境、食文化などを組み合わせて地域の暮らと体験でもつらとが効果的であり、またこうした視察ツアーを経験変態することでNPO法人の新たなビジネスに繋がる。回面の地域、金額、人数の限定や実施主体での保険加入の義務づけや責任体制の明確化等により、旅行者の安全確保や消費者保護を図ることが可能と考えている。	員家の上接場は、16数2点動を打つ州ではスプル、小水板や赤条金型・ 画旅行を実施する場合について、旅行業法の適用除外又は各義務の 緩和を求めるものだが、 ・「該致活動を行う州の法人」の概要、範囲が不明確であること。 ・旅行業者は、上述のとおり、旅行中の安全確保や旅行者の生命・身 体の安全に対する責任を負担し、事故発生を回避するために旅程を 適切に管理する組織体制が必要であること。また、万が一、死亡・傷
038160	山口県 ㈱トクヤマ徳 加製事業所、東ソー㈱南郷事業所、東ソー㈱南線 徳山事業所、東リー 幌市 槻トクヤマロジスティクス、長府工産㈱	"「小さな拠点の活性化、雇	道路運送車両法第4条、第58条(車両登録・車 核) 自動車損害賠償保障法第5条(自賠責保険) 道路交通法第85条(運転免許)	フォークリフトを使用している企業団地が存在している。当然来表ステンコンにおいて、水素を充填できるよう。走行エリア・走行目的等を限和により、①自動車を競技としていない、②自動責保験に加入していない燃料電池フォークリプトについて、運転免許の交付を受けない状態で公道走行を可能にする。 ※安全を担保する代替措置等・フォークリフトの強調を受けた者、フォークリフト連転配など登踏まる、フォークリフトの運転に熟知した者が対応する。	自動車橋書賠債保陽法は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における 損害賠債を保険する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の 健全な発展に資することを目的としていることから、自動車損害賠債責任保険等の契約が締結されている自動車ではければ、変行の用に供してはならないこと。ことが、、変望 の燃料電池フォークリフトを、自動車 損害賠債責任保険等の契約を締結せずに運行の用に供す また、連商運運車両法は、自動車について、車両の運行に必要全全性の確保を図るとさも また、連商運運車両法は、自動車について、車両の運行に必要全全位の確保を図るとさも 議合すべきことを義務づけ、保安基準への適合性を確保するために一定の利間で検査を受け、 また、道路運運車両法は、自動車について、車両の運行に必要全を包み軽点から、保安基準に 適合すべきことを義務づけ、保安基準への適合性を確保するために一定の利間で検査を受け、 を受けなければ延行の用に供してばななないことを定めている。自動車の5日発自動車、小型特 利息動車及び上間が発息自動を係の保護制車については、たけらの自動車があた自動車をありが がお材をであることに整か、材産権の保護を図り、行政・おも自動車のを発自動車、小型特 がお材をであることに整か、材産権の保護を図り、行政・おも自動車のを用業をのを提手につか がお材をであることに実施へが提供の事業ので発生を受けるよったがでは、 とから、検査・基整を受けずにかの用に供することはできない。 、保安基準を表示していれば、自動車技を証の文付な、公連を対外も動車である場合に は、財産権の保護、安全性の確保、環境保全の担保、行政事務の場合と担保する必要があるこ とから、検査・基準計にていれば、自動車技会証の文付な、公連を行可能となる。(たたじに、こ の場合も自動車損害賠償責任保険等の加入が必要なる。) を対している場合といる機能では、対している場合となる。 会社を受ける等の限定的な場合にのみ検査・登録を受けすとも運行の用に供するよる場合に 対は、ことがより、ご要収しあるような企業的における公連を解除的に走行る場合は、対象とならないものと考える。(なお、臨時運行時可を受けて自動車を受ける場合は、対象とならないものと考える。(なお、臨時運行時可を受けて自動車を受ける場合に表を持ている場合は、対象とならないものと考える。(なお、臨時運行時可を受けて自動車を運行の用に供することとし といることとしたのである。 公正は、単位を対象を使りを開発しまれる公連を得かに表するようなのに から認めるもののでものである。 公正は、単位を対象を使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを使りを		している。 水素利活用技術の普及には、国が基本方針 (水素・燃料電池戦略ロードマップの提示等を 行うだけでなく、各地域において、初解書会の 創出や水素ステーション等のインフラの整備 等を一体的に進めていてことが重要である。 今回の提案は、水素ステーションの隣接地で 使用されているフォークリフトを燃料電池 フォークリフトに切り替えるこで、水素需要 の創出を図るものであり、特に、走行エリア (水素ステーションの隣接地)、走行目的 (フォークリフトへの充填のみ)を限定して行う ものである。	また、道路運送車両法は、自動車について、車両の運行に必要な安 生性の確保を図るとせんに、車両の運行にドーで発生する公舎の防止 その他の環境の保全を図る観点から、保安基準に適合すべきことを襲 形づけ、保安基準への適合性を確保するために一定の期間で協差を 受け、検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く自動車については ならないことを定めている。自動車のうち軽自動車、小型特殊自動車 及び二輪の小型自動車を除く登録自動車については、これらの自動 車が国民の一般的な財産であることに鑑み、財産権の保護を図り、行 政による自動車の使用実態の把握等を行うことを目的として、国によ 合養線を受けなければ運行の用に供してはならないことととしいるとこ
038170	山口県 期南市、樹トクヤマ徳 山製造所、東ソ一樹南 陽事業所、出光男産樹 優上事業所、出光男産樹 モロジスティクス、長府	地域資源を活用した新たな ビジネス創出特区 "小さな拠点の活性化、雇 用剤出、新たなエネルギー 活用」のための総合改革拠 点。	船舶安全法	期制定	液体水素を含む危険物を海上輸送時の安全基準は、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」「昭和32年8月20日運輸省令第30号)及び関連告示に規定している。 液化水素輸送コンテナを活用して海上輸送等を行う場合については、同規則及び関連 告示における「ボータブルタンク」の安全基準が適用される。	-	-	-

提案 管理 番号	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
山口県 周南市、㈱トケヤマ徳 山敷造所、東ノー㈱南 徳山事業所、出大原産地 徳山事業所、樹トウヤ マロジスティクス、長府 工産㈱			長大トンネルの通行規制の緩和	水底・長大トンネルについては、その特殊な構造のため、危険物の爆発等の事故が発生した場合には、トンネルの構造に関係不能の損害を与えることはもちろん、交通上も多大な被害が予惑されることから、道路法事も今条第3項に基づいて道路管理者が通行の禁止や制限の措置を行っているところであり、規制の緩和をすることは困難である。	-	-	-
039030 医療法人添田歯科医院	メディカルタウン (仮称)の 開発	都市計画法7条	市街化率20%を30%程度に見直す、または、 当該地域における指定施設の適用除外	区域区分については、地域の実情に合わせて、県で定めるものである。 また、現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可 権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の 強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図むために必要な開発行為に関する事業 (国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を 受けたどきに、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされ ることとなっている。	-	-	-
040020 医療法人添田歯科医 院	メディカルタウン (仮称)に シナジー効果を生む企業ま たは医療施設の誘致	₹ 都市計画法7条	市街化率20%を30%程度に見直す、または、 当該地域における指定施設の適用除外	区域区分については、地域の実情に合わせて、県で定めるものです。 また、現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可 権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の 強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業 (国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を 受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされ ることとなっています。	-	-	-
041010 医療法人添田歯科医院	メディカルタウン (仮称)に シナジー効果を生む周辺 環境整備	都市計画法	実態に基ずく法解釈	内容について提案者に追加で確認したが、具体的に求めている内容が不明瞭である ため、当省への提案として受け付け、対応することが困難。	-	-	-
041020 医療法人添田歯科医院	メディカルタウン (仮称)に シナジー効果を生む周辺 環境整備	建築基準法	実態に基ずく法解釈	建築基準法上の接道の判断については、公図とは関係がなく、建築敷地が実態上、 建築基準法上の道路とメートル以上接しているかどうかをもって判断している。 また、法第43条ただし妻の規定により、特定行政庁が安通上、安全上、防火上及び 衛生上支障がないと認めて許可した場合には、接道しているとみなすことができる。	-	-	-

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
慶應義塾大学先端生 ・		(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
051010 医療法人常聖会 巴外科内科	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公妻)	-	-	_
053010 江戸川区	地域活動と一体となった都 市空間創出(国家戦略道路 占用事業)	道路法第32条(道路占用許可) 道路交通法第77条(道路使用許可)	道路占用、道路使用を柔軟に許可	「物販については、どうしても道路に出ないといけない理由というのが難しいので、認められないとのことだが、これが、道路法第33条第1項の「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」とするいわゆる無余地性の基準を指しているのか必ずしもいらいたが、「国家戦略特別区域に造るが、区域計画にオープンカフを設置する道路の区域を定めることにより、道路占用の許可にあたり、特例として、無余地性の基準を適用除外とすることが可能となる措置を同法第17条において講じている。	-	-	-
055012 つくば農業生産農事料 式会社	東 資源循環農業型社会構築 による新規雇用拡大と地域 農業活性化	<b>支都市計画法第34条</b>	と 3. 工場で産出される製品に限定すること 4. 当初の事業が継続されている期間に限定すること と 上記の条件を満たす場合は、当該地目が市街化調 整区域の農地であっても託児所の設置・運営を認め	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき。 産業の国際競争力の強化及 近国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家 戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受け たときには、国家戦略特別区域法第2条により開発許可があったものとみなされること となっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと 認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開 発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることと なっている。	-	_	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
056010	大阪府 大阪市	国際コンテナ戦略港湾にかる特区制度活用	<ul><li>&gt;・港湾法第55条の9第1項(第55条の7第1項)</li><li>・港湾法施行令第10条(第3条) など</li></ul>	・特定港湾運営会社が行う施設整備に対する 無利子貸付制度について、国から直接資金を 貸し付ける制度に見直すとともに、国無利子貸 付の比率を拡充(現行:最大4割一7割)する。	特定港湾運営会社は、国及び港湾管理者が出資することで財務基盤が強化されていることに加え、毎事業年度、国に対して財務諸表、事業計画等の提出義務があり、適切に監督しているところである。 さらに、国か治湾管理者を軽由する貸付け分については、国庫から支出されており、港湾管理者に実質的な財政負担を生じさせるものではない。 また、国無利子貸付比率の拡充については、財源措置の支援を求める内容であり、国家総替限の制度にはなじまない。 なお、総合特区(新たな規制の特別措置に関する協議(平成26年3月結果公表))において、関西イバーション総合特区より国からの直接貸付制度」が提案され、提案され、政策の結果、無利子貸付を受ける際の担保提供義務の廃止により、迅速かつ確実な資金調達で可能とすることは指憲済みである。 以上のことから責府・貴市からの今回の御提案については応じられない。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	負担して港湾運営会社に無利子で資金を貸し付けることができる制度)となっている。 ・しかし、港湾管理者が負担する貸付資金を確保できなければ、国の無利子貸付制度を消	・阪神港については、国際コンテナ戦略港湾の公募に対して責府・責 市をは比め関係港湾管理者等から応募があり、平成22年8月に国際 コンテナ戦略港湾として国が選定したものである。 ・国際コンテナ戦略港湾政策の推進にあたっては、御指摘のとおり国 としてこれまで重点的に取り組んできたとろ、責所・責由においても 必要な貸付資金を確保のうえ施設整備を進めることが可能となるよう 重点的に取り組んでいただきたい。
058010	世田谷区	世田谷区子ども・子育て応援特区	建築基準法48条 建築基準法施行令130条の4二号 旅館業法第2条	産後ケアセンターの事業内容・意義を適切に 評価し、児童福祉法における施設類型の1つと して位置付けるとともに、建築基準法の面積要 件を緩和さ。 旅館業法の趣旨を逸脱しない範囲内におい が関係に必要な事項などを満たす 場合、旅館業法の適用除外とする。	ご指摘の産後ケアセンターについては、建築基準法第49条の許可の十分な実績がなく、明確な法的位置付けもないことから営業形態や建築物の利用状況が定まっているとは言えないため、特定行政庁において個々の案件ことに建築計画を元に用途判断を行っている状況であるが、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に対ける良好な任息の環境をあるおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域で建築することが可能である。	総合支援事業の実施に ついて(3妊娠・出産色 括支援事業(産後ケア事業))」(平成27年4月17 日雇児発0417第1号)第 2の3(3)に厚生労働省 が位置づけていることを 考慮し、右提案者からの	である。 事業の重要性から全国的な展開が想定され る中、指摘された十分な実績がないのは、不 要な規制を受けることがその一因である。昨 今のニーズの高まり、重要な子育て支援策を 展開させる観点から、施設設置時に不要な規	ご指摘の産後ケアセンターについては、様々な利用形態が想定される ところであり、建築基本生業の条の許可の実績が少ないことや、「平成 27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日間 議決定)に基づき厚土労働省においても事業内容等を検討している とから、現在のところ建築金建た」の用途を明確化することは関連で す。 なお、特定行政庁が第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居 専用地域における良好な住居の環境を書するおそれがないと認めて 所可した場合には、当該用途地域で建築することが可能です。
058020	世田谷区	世田谷区子ども・子育で応援特区	建築基準法	をシェアハウスとして活用する際に「寄宿舎」と	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。 寄宿舎は、戸建て住宅と関なり、複数の者が独立した世帯として利用する用途であることから、それぞれの世帯の安全及び財産の保護を図るため、2以上の直通階段等の防火・避難規定について一定の規定を適用することとしている。したがって、保育人が関係保や区内発態施段卒業にの自立支援を目的とした場合に到からず、当該規定を緩和することはできない。 なお、これまでも、寄宿舎等における間仕切壁について、建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合に、当該間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とできるよう規制の合理化を行っている。	-	-	-
058040	世田谷区	世田谷区子ども・子育て応援特区	· 都市公園法第6条、第7条	【短期的な手法】 平成29年度までに整備が完了する施設(国の「待機児解消加速化プラン」最終年度)について、公園の本業機能を大き(制定かない範囲(駐車場等)で、施設の耐用年数を踏まえた一定期間を限度に、保育施設や地域子育で放りの占用を認める。期間終了後は、公園として復旧し、再供用する。期間は、対象施設の償却期間よび付き利用期間に対して、関連、対象施設の償却期間、中長期的な手法】(公園施設として保育施設を認める。(②立体都市公園制度で地下部のみ可能となっているものを地上部にも適用する。	ご提案の内容については、保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、保育所等の通所型の社会福祉施設のための都市公園の占用について、一定の基準を満たす場合に公園管理者が許可することする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出され、可決成立たところ、法律施行後、地方公共団体が、当該措置について国家戦略特別区域の認定を受けることにより、ご提案の内容が実施可能になる。	-1		-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
062020	①広島県(総務局経営 企画チーム) ②株式会社エネルギ ア・コミュニケーションズ		航空法第81条. 航空法施行規則174条1号イ (民法第207条)	家証実験に先立ち、規定私有地上のドローン の飛行可能下限高度に係る規定を設ける。	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内内否かは、個別の土地の具体的な使用患様に照らして判断すべきものと考えられる。したがって、土地の所有者の財務を得ることなくドローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用患様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものをおれば、その行為は土地所有者の長地では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	-	_	_
062030	①広島県(総務局経営 企画チーム) ②株式会社エネルギ ア・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	航空法第99条の2. 航空法施行規則209条の4	航空機等の飛行に支障がない範囲で、高度に 関する高度規制の緩和ないしは通報手続きの 簡素化を行う。	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の来行について、本本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の条行について、本人機と情変されるそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。	-	-	-
063010	・品川区 ・しながわ観光協会	水辺活用特区	海上運送法第二十一条二項	航路規制の解除	2地点間の運送を乗合で継続して行う場合には、一般旅客定期航路事業として事業を行う必要があるが、旅客下定期航路事業と比べて手続きそのものに大きな負担の差はない。また、一般旅客定期航路事業であっても随時の一天には、事前届出による協助権の設定により対応可能であり、定期ゲイヤ未業がに設定可能である。したがって、朝程家の事業を実施することは、一般旅客定期航路事業の許可を取得することで対応可能であり、一般旅客定期航路事業の対応を第一義にお考えいただきたい。	-	-	-
065010	ニシオサブライズ株式 会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
066010	(非公表)	新東名高速道路 伊勢原 北IC周辺新ビジネス拠点 整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、度業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業、国家戦略開発事業がこいて区域計画を作成し、当該計画が内閣を埋大丘の設定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発計可があつたものとみなされることとなっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するそれがないなめられ、かつ市街化区域において行うことが困難又は着くく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都追府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。 また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
067010	(非公表)	伊勢原市大山周辺観光拠 点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発等業)について区域活動を代表し、当該計画が内閣総理大臣の設定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発計画があったものとみなされることなっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがるに関められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は番しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。 また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。	-	-	-
068010	(非公表)	伊勢原市日向周辺観光拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及 び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家 戦略開発事業、国家 戦略開発事業、国家 戦略開発事業、国家 は、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされること となっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街とを促進するおそれがない開 発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることと なっている。 また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。	-	-	-
069010	(非公表)	東海大学医学部付属病院 周辺 教育、医療、研究開 発拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体会会は構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業、国家戦略制発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたと前には、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとさっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。	-	-	-
070010	(非公表)	伊勢原協同病院周辺病民 連携拠点整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣が変を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市場付を促進するおそれがないと思められ、の市街化区域において行うことが国難文は養して消費と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。	-	-	-
071010	(非公表)	伊勢原射撃場周辺PFI活用 による周辺整備事業	都市計画法第34条	都市計画法適用除外	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及 び国際的な経済活動の政能点の形成を図るために必要な開発行為工場である事業(国家 戦略開発事業に関する事業(国家 政能開発事業に対しては、国家戦略特別区域法第2条により開発計画が内閣を増工民戸の設定を受け たときには、国家戦略特別区域法第2条により開発計可があったものとみなされること なな、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなこと なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれないと 認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は毒とく不適当と認められる開 発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることと なっている。 また、建築行為を伴わない駐車場については開発許可が必要ない。	-	-	_

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
072010 徳島県		国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の 安定確保に関する法律施行規則第11条、国 土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安 定確保に関する法律施行規則の一部を必正 な着令の施行について(平成27年2月31日 老 高発0331第2号 国住心第227号)	あわせ、車での巡回などの移動型拠点を認め ることを含め、見守り要件の更なる距離的緩和	サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲については、「国土文通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定域 (民間する法律施行規則の一部を改正する名今の施行について(平原27年3月3日 書高発0331第2号、国住心第 227号)において、「歩行距離で概ね500m以内に存する 建物とする   盲 通知したとさってあるが、当該通知は、地方自治法、區域 (大場所的助言であり、近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に受ねられている。また、都道病境が定める高齢者居住安定機能計画において、サービス付き高齢者 向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和等がことも可能である。このため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。	-	-	-
072020 徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回 帰」の実現	国土交通省·厚生労働省関係高齢者の居住の 安定確保に関する法律施行規則第11条	劉の主体である日活芸や消防団・氏生安員・老	都道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することが可能であるため、未提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。	-	-	_
072030 徳島県		高齢者の居住の安定確保に関する法律第4 条、第5条、第7条、国土交通省・厚生労働省 関係高齢者の居住の安定確保に関する法律 施行規則第8条、第9条、第10条、第11条	より、高齢者居住安定確保計画を定めずに、迅速な「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準の緩和・強化を可能とするとともに、地方住	超高齢社会にある我が国において、諸外国と比較して量的不足にある高齢者向けの住宅供給は、喫緊の課題である。各都道府県においても、地域の実情に応じて、計画的に供給を促進することが必要であるため、高齢者住まい法では、基本方針に基づき、・高齢者向け住宅の供給目標・1日標達成に必要な施策・その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な施策・その他高齢者の居住の安定確保に関して必要な施策・その他高齢者の居住の安定確保に制造を変できることとしている。サービス付き高齢者局付住宅については、この目標達成に必要な範囲内におい、大地域の実情に応じて供給収益が可能となるよう、高齢者居住安定確保計画を定めてに、高齢者同付生宅の供給目標や自標をはご必要な施策等を定めない場合、高齢者の居住の安定確保に賞さない登録基準の強化・緩和となる可能性がある。このため、高齢者居住安定確保計画を定めずに、登録基準の強化・観和を行うことは困難である。また、地方住宅供給公社による住宅改良については、地方住宅供給公社は、甚至また、地方住宅供給公社による住宅改良については、地方住宅供給公社はに基づき、本来業務に支障のない範囲内で、委託により、実施することは可能である。また、地方住宅供給公社による住宅改良については、地方住宅供給公社はに基づき、本来業務に支障のない範囲内で、委託により、実施することは可能である。また、地方住宅供給公社による住宅改良については、地方住宅供給公社はに基づき、本来業務に支障のない・範囲内で表記により、実施することは可能である。また、地方住宅供給公社による住宅改良については、地方住宅供給公社に基づき、会託を持ちれた。表記をは、自然を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	_	_	_
072060 徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・GCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回 帰」の美現	旅行業法第2条、第3条	地方自治体又は一定要件を満たすNPO法人等にちづくりの推進や農山漁村・中山間地域の振興定が、移住促進に繋がる活動を行っている団体であり、自治体や地域の宿沿事業者に無体漁家民衛等会む、住民団体等を破壊がした。非営利で企画・実施する場合)が直営で行う移住条望者への移住体験プーリ等の実施については、旅行業法の適用除外とする。		-	-	-

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
072080 徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回 帰」の実現	建築基準法第86条の7、第87条、建築基準法施行令第137条の7	指 世 を 碑しに 上 じ、 向 都 包 寺 の シェナ ハワス ド	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国 民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的 と可な合。、理理では宅と異なり、複数の者が独立した世帯として利用する用途である とから、それぞれの世帯の安全及び財産の保護を図らため、2以上の直通階段等の 防火・避難規定について一定の規定を適用することとしている。したかって、高齢者等 のシェアハウスや福祉施設として使用する場合に関わらず、当該規定を緩和すること はできなり。 なお、これまでも、寄宿舎等における間仕切壁のいて、建築物の利用者の避難上 の安全性が十分に確保される場合に、当該間仕切壁の助火対策の規制を適用除外と できるよう規制の合理化を行っている。	-	='	-
072090 徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回 帰」の実現	都市計画法第34条、第42条、第43条	住宅の空き家を賃貸住宅にする場合、または、 空き家を高齢者施設にする場合については、	開発許可制度は、市街化調整区域におけるスプロール防止に加え、宅地における一定水準の確保を目的に開発行為等を個別に都連府等の許可に係らしめるものであり、ご提案のケースは利用が膨胀大き(変更するものであるとから、屈曲掛きとすることは国籍だが、都市計画法第42条第1項又は第43条第1項に基づ公許可については、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、の市街化区域において行うことが関策以は第1く不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府博物が判断する場合には許可されることとなっている。また、開発計可の事務処理手続の簡素化及び迅速化の報点から、地域の実情等を考慮しつつ、市街化を促進するおそれがないもの等として、空き農家住宅等の賃貸化等について対象となる区域、賃貸食の用途等を明確に、開発計可権者が通済保険事等)が条例(都市計画法施行令第38条第1項第3号へ)等で定めた場合には、開発審金会調差を繋がに許可することが可能となっている。 さらに、これらの用途変更について、あらかじめ開発書金の議を経て、具体の申請に係る処理は非後の報告で見りるよする基本を定める場合には、個別に開発審査会の議を経ることなく包括的に許可することも可能となっている。	-	-	_
072150 徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回 帰」の実現		iii)道路交通法:包括的な事前計画で、警察へ の届出により使用が可能(許可不要)。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行方法等を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku kti0,000003.htnlを参照されたい)。なお、継続的に無人航空機を飛行させる場合については、最長1年を限度に許可等を行うこととしていることから、都度の申請は不要である。	-	-	_
075020 有限会社E.N.N.	金澤町家ネットワーク型宿 泊試住施設	第一種~第二種低層住居専用地域、第一種~ 第二種中高層住居専用地域におけるホテル・ 旅館用途の制限		第一種低層住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域において、良好な住居の環境を保護するため、ホテル又は旅館の立地を制限しているが、ご指摘の司家本デル又は旅館として活用する場合には、特定行政庁が第一程保障住居専用地域から第二種中高層住居専用地域までの用途地域における良好な住居の環境を書するおそれがないと認めて許可した場合や、特別用途地区や地区打画を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合には、当該用途地域で建築することが可能である。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
079050	1. 人吉市[提案代表 者] 2. 一般出语法人九州 ⑤空間情報東魏協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. O(に向けた近 未来技術実証特区 @人吉	民法(第207条)・・・土地使用権の範囲 航空法(第81条)、航空法施行規則(第174条1 号イ及びロ)・・・最低安全高度	特区内での私有地上空のドローン飛行について、特に山林や農地上空において、一定高度 以上であれば所有者の許可なく飛行ができるように基準を定める。	一般に、土地の所有権は、当該土地を所有する者の利益の存する限度で当該土地の上下に及ぶものと解されており、土地所有者の利益の存する限度内か否かは、個別の土地の具体的な使用思様に照らして判断すべきものと考えられる。したがつ、土地の所有者の財法を得ることなくにローン等の無人航空機をある土地の上空で飛行させた場合には、その土地の具体的な使用思様に照らして土地所有者の利益の存する限度内でされたものであれば、その一般の手間を提供照らして土地所有者の科益の存する成立に表すの「高度基準」がいかなるものを想定しているのか必ずしも明らかでないが、他人の土地上において、一定の高度を上回る高度で「ローン等・飛行させど場合には、当該土地の所有権侵害とはなり得ない盲の基準であるとすれば、土地の所有権では、当該土地の所有権侵害とはなり得ない盲の基準であるとすれば、土地の所有権では、当該土地の所有権を含ましている。といる主が出ては、一部人機に関するを力は、は、当該土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、協議を選ばるいては、小型無人機が第二者の所有する土地の上空を通過する際の土地の所有権との関係における法的課題についての調整のあり方に関し、論点整理を行うとしている。	-	-	-
079070	1. 人吉市【提案代表 者】 2. 一般出面法人九州 ⑤空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	道路法(第32条)・・・道路の占用の許可 道路法施行令(第9条)・・・占用の期間(に関す る基準	特区内でのドローン飛行に伴う、関連機器(wifi や緊急避難ポックス等)の設置許可及び関連 機器の連絡占用の期間に関する新たな基準 (現行の5年以下からの延長)を定める。	道路法に基づき道路の占用を認めるかどうかは、関連機器の構造や設置希望場所等を踏まえて個別に判断をする必要がある。また、占用の期間に関しては、占用期間が満了し、占用時での更新の申請があった場合には、当該占用を継続させることができない特別の理由がない限り、引き続き許可することは可能である。	-	-	-
079080	1. 人吉市【提案代表 者】 2. 一般社团法人九州 G空間情報完課協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	建築基準法(第2条第1項)及び消防法(第2条 第2項)・・・適用関係や基準の明確化	公共施設屋上や信号機上にドローン飛行に伴う基地局を設置する際のその基地局に関する基準を明確に定める。 (例えば、公共施設屋上に基地局を設置するにあたっては、その基地局部が仕業を基準に基づは業物に位置付けない(消防法に定める防火対策物として規定しない)ことで、特区内の基地局設置を柔軟に行う。)	ご提案のドローン飛行に伴う基地局がどのようなものかを明確にしていただいたうえで、改めてご提案願いたい。	-	-	-
079130	1. 人吉市[提案代表 者] 2. 一般打团法人九州 G空間情報来號協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	労働安全衛生法	なルールを設ける。	「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」は、8月7日に策定した「制度設計に係る 協高と今後の進め式このいて」において、「小型無人機が特に重大公事故等を起こした 場合に規制当局、報告させることで、原因が予心策を通じて安全の向上を図る仕組 みをどう構築するか。」を論点としているので、国土交通省としては、この方針に基づ き、検討を進めて参りたい。	-	-	-
079140	1. 人吉市[提案代表 者] 2. 一般社团法人九州 G空間情報来發協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	道路交通法(第70条) 道路運送車両法(第40条~第46条) 労働安全衛生規則(第150条の4)	森林施業ロボット(Stina)の開発後の運用にあたっては、森林施業の中でも特に、所刈り機能や核打ち機能についての作業省力化と他コスト化により、林業の推進に貢献が見込まれることから、森林海裏ロボットに設ける。 取ればなるなど、大きないでは、大道を開かする。 部における安全基準を新たに設ける。 また、森林施美代力際に、林道を掲載する際の安全基準についても新たに設ける。	ご提案の通り、森林で森林施業ロボット「Stina」が行う作業については道路運送車両法上の規制はない。他方、林道を横断する際の安全基準については、道路運送車両に該当するかとうかの判断は困難であるが、同法上の道路運送車両に該当する場合には同議第40条と等46条に基づ「構造、装置及び性能についての保安基準が既に設置されており、必要な安全基準は整備されているものと認識している。また、保安基準に適合しない車両であっても、追路運送車両の保安基準が既らかっても、追び運送車両の保安基準等68条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けることで試験走行が可能である。	-	-	-

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
080010 高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連額を克服 (一移住者とつくる元気な 地域~)	-旅行業法第2条	・小規模自治体が実施する移住体験ツアーに おいては、旅行業法の適用対象外とする。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の交付義務、旅管理選務、旅行業務取扱管理者の選任志人に表明の各義務を課すことにより、消費者保護を図っている。こうした消費者保護のための名規定については、旅行業の実施主体が小規模自治体である場合であっても遵守されるべきものであり、小規模自治体について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。	-	-	-
080070 高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服 (~移住者とつくる元気な 地域~)	・通訳案内士法第36条	・国家資格でなくても、一定の語学力を有する 方が、地元の歴史分野に関する自治体の研修 を受講することにより、地球限定での有償通訳 ガイドを養成することを可能とする。	ご提案の内容については、通配案内土(国家資格)でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、構造改革特別区域内において、外国人に対し、外国版で有領がイドを行うことを可能とする。国国家に関土され、可決、成立したところ。 法を政権権を選挙特別区域法の一部を改正する法律業が今36 国国家に関土され、可決・成立したところ。 法律施行後、地方公共団体が、当該措置について構造改革特別区域の認定を受けることにより、ご提案の内容が実施可能になる。	-	_	-
080101 高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連額を克服 (〜移住者とつくる元気な 地域〜】	·道路運送法第82条第1項 ·道路運送法第83条	・中山間地域等において、宅配業者が人を有 信で運ぶことを可能とする。また、パス、タク シー等が少量の郵便物、新門等に限らず、より 大量にモノを運ぶことを可能とする。	既存の旅客自動車運送事業者の営業の行き届かない過疎地域等において、輸送手段の確保というやむを得ない事由のため行われるものであること、輸送の安全及び利用者の利益の保護に関する体制が整備されていること等を使とた上で、資物自動車運送事業の用に供する車両を使用して、有償で旅客の運送を一定期間、試行的に実施することを認めることについて検討を行い、所要の相書を護ずる。また、現行制度においては、貨物自動車運送事業を行う場合、事業開始の許可又は目出が必要となるが、貨物運送に対するこへズがわずかであって、貨物自動車運送事業が成立しない過疎地域等も想定される。このため、そりたと地域の二一人に応るため、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支険が無い等一定の条件を満たした場合には、自寮用有債旅客運送事業の事態便物、新聞紙に限らない少量の貨物を有償で運送できる新たな制度の創設に向けて依許を行い、所要の措置を講ずる。	-	-	-
080102 高知県	移住特区を実現し人口減 少による負の連鎖を克服 (一移住者とつくる元気な 地域~)	·電波法 ·航空法	・航空法や電波法など、安全な無人飛行を実現するための措置を講ずる。	平成27年12月10日に改正航空法が施行され、無人航空機を飛行させる空域、飛行 方法等を定める制度が導入されたところ(詳細は http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10.000003.htmlを参照されたい)。	-	-	-
兵庫県、神戸市、民間 082010 (共同提案)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
長庫県、神戸市、民間 082020 事業者(非公表) (共同提案)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公妻)	-	-	-
長庫県、神戸市、民間 082030 事業者(非公表) (共同提案)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公衰)	-	-	_
085080 三重県	みえアグリイノベーション創 生特区 〜食・腰・エネルギーの三 重奏〜	建築基準法 第20条、23条、25条	木造で大規模な畜舎を建築する際の建築基準 を緩和	【法第20条】 建築基準法第20条の規定においては、一定の面積を超える建築物については、仕様 規定を満たすだけでは一律に地震や暴風に対する安全性を有するとは言えないことか 6、構造計算が必要であるとしているところである。したがって、当接着金の運べ面積 が500平方メールを超える場合、コスト増加を理由に構造前業を不要とすることはできない。 なお、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、建築物に常時負荷され るものではない積雪荷車等については、構造計算において考慮すべき荷車を緩和して いるところである。 【法第23条、25条】 現行基準においても、外壁の間柱又は下地を木材で造り、その上に一定の防火被覆 を設けることで、防火構造とすることができる。なお、他の建築物から一定以上離れて いる場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等の防火構造を不要 とする規制緩和を行っている。	-	-	_
090020 福井県	幸福度日本一・福井のUI ターン	•旅行業法第2条、第3条	・交通手段の手配や生活関連施設・観光施設等の視察計画作成・手配等を宿泊料や交通費などの実費のみを徴収する場合には、旅行業者登録を不要とすること	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるとともに、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の交付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任義務等の各級を受験すことには、消費者保護のための各規定については、旅行業の実施主体が地方自治体である場合であっても通守されるべきものであり、地方自治体について旅行業法の適用を除外する旨のご提案を認めることはできない。 なお、個々の選送サービス、信治サービスの代理、媒介、取次(手配)行為につき、実費以外は受け取らないということであれば、無報酬による手配行為となり、旅行業の登録はそもそも不要である。	-	-	-

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
091020 練馬区	地域医療の充実と外国人 患者の受け入れ等による 経済の活性化	都市計画法第8条、同12条の5、建築基準法第 52条、同53条、同86条	国家戦略特別区域において都市計画法第8 条、同第12条の5、建築基準法第52条、同53 条、同86条の緩和措置を行い、特定事業により 建設する蘇保については存権率算定の基礎 する延々床面積に算入しないことにより、地域 の状況に合わせて医療環境を早期に整えるこ とができる。	都市計画決定権者の判断により、土地の高度利用の要請等の地域の特性を適切に 反映した都市計画の内容に変更することが可能である。 なお、国家戦略特区においては、国家戦略都市計画連集物等整備事業として区域 間に記載することにより、都市計画を決定する手続等のワンストップ処理が可能であ る。 建築基準法第60条の2第1項に規定している一団地認定区域内の建築物の建替えを 行う場合は、一団地認定区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者に 対して当該建替えに係る建築物の計画に関して説明することで建替え可能である。	や合意形成に係る時間 的制約の観点から、再 検討の上、回答された い。	おいては区分所有集合住宅900戸などがあ	①建築基準法第52条に基づ〈容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の公共施設への負荷とのバランスを保ち、市街地環境の悪化を防止することを目的としています。ご提案の建築物については、都市再生物の提等に着目した柔軟な考え方の下に、幅広い環境貢献の取組について評価し、独特権の容響をなった。
091040 練馬区	地域医療の充実と外国人 患者の受け入れ等による 経済の活性化	生産緑地法第8条第2項	生産緑地は、原則として農地で営農されるべきであるが、営農が配験で地域に医療施設が必要な場合には医療施設への対応が可能となる。 で、2025年問題などへの対応が可能となる。	生産緑地地区において、公共施設等の設置に係る行為は許可を受ける必要がなく、 公共施設等に該当する医療施設の設置については現行の制度で可能である。	踏まえ、民間が設置する 病院も生産緑地法第8 条の許可を要しない対 象に含まれる場合は、そ	のうち、土地収用法第3条が規定する病院 は、設置主体が国、地方公共団体および独立 行政法人等に限定されている。	

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
094014	一般社団法人新経済連盟	Japan Ahead	1—(1)道路運送法第4条、第78条、第80条、 道路運送法施行規則第52条	1-(1)自家用資産をネット上でマッチングされる等、有債での各種シェア・サービスを合法的に行なうことができるように関係法令等を整備する。	○ 旅客の運送については、輸送の安全、利用者の保護等を図る観点から、道路運送 法において、これを行うために必要な終設可等を定めている。 具体的には、有償で、旅客を運送する場合には、旅客自動車運送事業の許可等を得ることを求めたおり、許可対象者に対して、属行管理、運転者の要件に種免許の取得)、保険加入等を義務付け、輸送の安全等を図ることとしている。 必要な許可事を得ずに旅客を運送すること(いわゆる「白タク」)は、輸送の安全等が確保されないため、認めていない。   ○ 具体的に建案内容が明らかにされていないが、安全上の許可等を得ることなくマイカーを用いて旅客運送を行うことを認めることは、輸送の安全等の確保の観点から適切ではない。   ○ マイカーを用いた旅客運送については、欧米・アジア等の多くの国において、業務停止な命令や訴訟が設定するより、輸送の安全等について大きな議論をなっているため、海外のこうした状況を十分に当業ま、(豊重・田町等する必要がある。   (福州な、東条修止命令・新郎が表記す、(電車・田町等する必要がある。   (福州な、業務停止命令・新い出された例)   ・ ドイツ: 2014年10月、パリン・大きな調論をおり、・イン・アンス・2014年10月、パリン・大きの情報を開いたサービス停止の仮処分・フランス・2014年10月、パリン・大きの情報を表します。   ・ 東国 2014年11月、ネパダ地方裁判所が、ドイツ全土で提供を禁止・   ・ 本日、2014年10月、パリン・大きの情報を表します。   ・ 東国 2015年1月、配車アブリを使って自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起いまでは、1014年12月、アリー・大きの情報とよりまでは、1015年1月、配車アブリを使って自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起いまでは、1015年1月、配車アブリを使って自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起いまでは、1015年1月、記車アブリを使って自家の事業にある。   ・ 東公が起きた場合にマイカードライバーが負うことになり、スマホなどで仲介する者は責任を問われない。   ・ 事故が起きた場合にマイカー用の保険で補償が行われるか不明確である。   ・ 事故が起きた場合にマイカー用の保険で補償が行われるか不明確である。   ・ 事故が起きた場合にマイカー用の保険で補償が行われるか不明確である。	_	_	_
095010	合同会社ツクル	大型旅客船~小型船舶 (海上タグシー)を活用し た、羽田エリアを結ぶプロジェクト	海上運送法21条の2		2地点間の運送を乗合で継続して行う場合には、一般旅客定期航路事業として事業を行う必要があるが、旅客不定期航路事業と比べて手続きそのものに大きな負担の差はない、また、一般旅客定期航路事業であっても臨時のニーズには、事前届出による 臨時便の設定により対応可能であり、定期ダイヤも柔軟に設定可能である。したがって、前程家の事業を実施することは、一般旅客定期航路事業の許可を取得することで対応可能であり、一般旅客定期航路事業の改可であり、一般旅客定期航路事業の対応を第一義にお考えいただきたい。	-	-	-
096010	合同会社ツクル	世界最高水準の開発・製造・販売サイクルを確立する 会家証実験フィールド& マーケット隣接プロジェクト	航空法 航空法施行規則	無人ドローン限定で飛行の制限を緩和する	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上や空港周辺での飛行について、有、規と衝突するおそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
098040	北九州市	北九州スマートシティ創造 特区マートシティ・イノベー ション・飛行型ロボットによる環 境報測、インフラ点検等実 証	航空法施行規則209条の3、209条の4	航空法: 一定の条件のもと、飛行型ロボットの 飛行高度を緩和する。	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上の表行について、有人機と衝撃するおそれがあるため、国士交通大臣の許可を求めている。しかしながら、国土交通大臣が安全を確認し、許可を出した場合には、飛行実験を行うことは可能である。	-	-	-
098060	北九州市	北九州スマートシティ創造 特区 〇スマートシテ・・イノベー ション・飛行型ロボットによる環境観測、インフラ点検等実証	道路法施行規則 第4条の五の五	における飛行型ロボット活用に関するルールづ くりを行なう。	道路構造物の安全性を確保するためには必要な知識及び技能を有する者による定期 的な点検が必要であり、そのための方法として五年に一度の近接自視を定めている。 現時点では、近接自視による点検の代替又は全面的な支援が可能な飛行型ロボット 技術の開発については承知していないが、点検を効率的に行うため、補完的にロボット を活用することは、道路管理者の判断で実施可能である。	-	-	-
098100	北九州市	造特区 〇"知"の創造拠点 ・公道での自動走行の技	道路交通法 第70条 安全運転義務 道路交通法 第77条 道路使用許可 道路運送車両の保安基準第11条の告示で定 める基準	・自動運転車、搭乗型ロボットの実験を可能とする「道路使用許可」の取扱い基準の通達発 令。 ・必要な安全措置を講じたうえで、道路運送車 両法の保安基準の緩和。 ・搭乗型ロボットについて原動機の定格出力に	ご要望の道路運送車両法上の保安基準の緩和については具体的な提案内容が不明であるため具体的な回答が困難であるが、自動連転車においてもその構造、装置、及び性能について現行の保安基準を満定していれば、道路運送車両法上は特別な手様きな、公道での実証実践が可能である。また、保安基準に適合しない車両であっても、道路運送車両の保安基準等の保存4項の規定により国土交通大臣の認定を受ける。近路運送車両の保安基準等の条件項の規定により国土交通大臣の認定を受ける。ことで試験走行が可能である。 なお、指乗型ロボック乗組乗級を可能とする取扱いについては、本年7月、構造改革特別区域における規制の特例措置の全国展開に合わせて、全国の自治体等で実証実験が可能となるように措置済みである。	-	-	-
103010	東京都葛飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
103020	東京都装飾区	(非公表)	(非公妻)	(非公表)	(非公妻)	-	-	-
105010	東京都義飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	ı	-	-
106010	東京都裝飾区	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
110010	兵庫県、神戸市、民間 事業者	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	_
115010	兵庫県	サービス付き高齢者向け 住宅の要件緩和(空き家の 有効活用)	国土交通者・厚生労働者関係高齢者の居住の 安定確保に関する法律施行規則第11条第1項	常駐場所の距離要件を車で約10分程度まで緩 和すること。	サービス付き高齢者向け住宅におけるサービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲については、「国土交通名・厚生労働省関係高齢者の居住の安定破保に関する法律施行規則の一部を改正する金令の施行について」(平成27年3月31日 老奈公31第2名、国住の第 227号)において、「参行理局で個和名500m以内に存する登物とする」計画知したとろであるが、当該通知は、地方自治法に基づて技術的助意で おり、近後する土地の具体が解釈し登録権名の判断に委ねられている。 また、租道府県が定める高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能である。 でのため、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能である。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
122010	兵庫県	播磨選における船舶の航 行に係る規制の緩和	船舶安全法施行規則第1条第6項	平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過することができるよう区域設定の見面しや期間限定での通過を影響の緩和を行うこと。 ・播磨灘での一律の区域設定を改め、より細かな区域設定をすること。 ・播磨灘の平常時の波高データが、平水区域の売末時の基準以下であることから、期間を限定すれば、平水区域と同様の扱いができる期間を設定できる可能性があるため、平水区域と同等とみなす時期や天候を設定すること。	船舶の航行区域には、波高や陸岸からの距離により、平水区域、沿海区域、近海区域及び造洋区域の4つの区分がある。これらの区域に応し、安全基準に倒移の強度、浸水や転覆のLicく。 防火・消火援機、 教命設備とどき設定して、船舶の安全性を構作している。 平水区域は、 湯川、 清内、 膝や 息に囲まれた海域など、年間を通じて料理な海域であることを 外代している・福磨灘には、 波やつわりの発達を妨げる島が無いため、 海域を細分化しても平水区域の基準に適合する水域は存在しておらず、 福度瀬を通過することができるより増かる区域設定はできない。 波高に関する平水区域の基準に適合する水域は存在しておらず、 福度瀬を通過することができるより増加な区域設定はできない。 波高に関する平水区域の基準・平常時 0.2m 以下、 荒天時 1.0m 以下 指熔瀬を細分化した各水域の波高・平常時 0.2m の.56m、 荒天時 1.10m 以下 1.2m 海域の表象・海象の傾向も年により実動することから、過去の変点に関するデータを十分に書積して料理なる場象が傾向も年により実動することから、過去の変点に関するデータを十分に書積して終るを通客がある。 のから、 10年次の連続上で渡高データを分析し、年間を通しているより、 10年次区域の船舶の安全基準を展和している。 この制度を活用することにより、平水区域の船舶が、多少の改造が必要とから、またり、10年 区域の船舶の安全基準を展和している。 この制度を活用することにより、平水区域の船舶が、多少の改造が必要となる。 14年 区域の発力が多なののなり、海区域の一部(福屋域)と前です。 14年 区域の発力が表現したり、 14年 区域の変更の 14年 区域の 1	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	瀬戸内海の波浪については、土木学会等でも論文が発表されるなど研究がなされている。  も、生木学会論文集(海岸工学)Vol.66 No.1. 2010 「瀬戸内海における波浪推算に基づ(確率返高が推定) これものデータから、播磨難は、大阪湾に比べても、むしろ海面が穏やかであると推論することも可能。今回、播磨選の平常時・荒天時のデータが、云されているが、播磨選が平水区域の基準に適合しないとしたこれらの波高データについて、そのデータの出典、破滅方法を明らかにするととは、大にたれるが、振路型が平水区域のデータとの比較、さらに詳細なエリア別、時期でもとせば、大学等についてお示しいただき、再検討願いたい。	兵庫県が引用している論文は、台風などを含め過去50年間で発生した 豊大の波高を示しているもの。最大波高がその海域の厳しさ、穏やか さを代表するものではない。 平水区域の影定にあたっては、海域の年間を通じた波高のデータをも とにした平均値を用いている。福磨灘については、別添の海象である と評価されており、平水区域を設定することはできない。 なお、「平水区域から2時間以内に往復できる沿海区域」については、 沿海区域の船舶の安全基準を緩和している。の制度を活用すること により、平水区域の船舶が、多少の改造が必要となる場合があるもの の、沿海区域の船舶が、多少の改造が必要となる場合があるもの の、沿海区域の船前が、多少の改造が必要となる。個々の船 船が当該航行に必要な基準を満たしているかは、要望者より情 報を得て確認することができる。
124010	兵庫県	生産緑地地区に係る面積要件等の緩和	生産緑地法第3条第1項第2号	面積要件を300㎡以上とすること。	生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を 評価し、これに厳しい建業規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等 としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の 総地等として関値できる最低限度として500mと設定しているところである。一方、都市 農地の保全やその有効活用等を図るための具体的な施策のあり方等については、都 市農業振興基本計画の策定と あわせて検討を進めることとしている。	都市農業基本法に基づ き策定中の基本計画の 検討状況を踏って表計画の 内容の実現の可否について、回答されたい。	都市における歴地の減少が進む中で、300 「程度の農地であれば、農産物供給や身近 な農業体験交流の場別を推り、災害時の防災 空間の確保等の多面的機能は免精できると 考えられるので、現存ご倫計しただいている。 都市農地の保全・有効活用等についての具 体的施策とともに、面積要件等の緩和の見直 しが必要である。	都市農地の保全やその有効活用等を図るための具体的な施策のあり 方等については、都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)に基づ 〈都市農業振興基本計画の策定とあわせて検討を進めることとしてい る。
126010	兵庫県	自家用有償旅客運送の登 録要件の緩和	道路運送法第79条の4第1項第5号	市町村もしくは市町村が認める団体が、中学校 区内で実施する自家用有價旅客運送について は、地域公共交通会議等の合意があったもの とみなすこと。	自家用有價旅客運送は、バスやタケシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業系、住民等の関係者の合意が得われた場合に限って例外的に実施できるものである。 市町村等が主宰する運営組織会において、地域におけるパンタケシーによる輸送の状況等を関係者間で確認した上で自家用有價旅客運送の実施の必要性について合意を得る必要があることから、運営協議会における合意を免除することは困難である。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	全ての自家用有價旅客運送の実施にあたって、運営協議会における合意を不要とすることを求めるものではなく、既存のバス事業者への影響が極めて少ながと考えられる、限られたエリアでの自家用有價旅客運送の実施に限って、撮机を求めるものである。また、自家用有價旅客運送が必要であることについては、市町村が必要と認めることで遺営協議会の合意でありまかると考える。そのため、自家用有價旅客運送の登録要件の緩和について、再検討を要請する。	自家用有價旅客運送は、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保について、地方公共団体、一般保存自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有價旅客運送により輸送を行う必要性があることを合意した場合に限って何外的に実施できるものである。このような合意の必要性は本国会でも繰り返し指摘されているところであり、市町村が必要と認めることをもって運営協議会等の合意の要件を緩和することは困難であるが、地方連輸局等において、必要な合意が得られるように適切な助言を行ってまいりたい。
127010	兵庫県	国際コンテナ戦略港湾「阪 神港」の国際フィーダー船 の新造時の納付金の免除	· 内航海運組合法第8条 ·	地方港 - 阪神港間を運行する国際フィーダー船については、納付金を免除すること。	内航海運暫定措置事業は、日本内航海運組合総連合会が実施する事業であり、本事業に係る累積債務が何連合会にある現状において、ご提案の「地方港・阪神港間を連航する国際フィーダー船について納付金を免除することは困難である。 なお、閣議大に基づ当軍と措置事業の甲原併用に向けて希美な納付金収入の確保を図っていてとを大前提としつつも、内部フィーダー輸送のコスト競争力を確保するために、25000円以上の大型フィーダー専用コンデナ船の建造等納付金について特例的に減免を認めている。	右提案者からの意見を 辞まえ、回答されたい。	送には、取扱貨物量から最大でも1,400DWT程度のコンテナ船であり減免の対象にもなっていない。 国際コンテナ戦略港湾政策は国、港湾管理者、民間が協働で推進しており、さらに「阪神	内航海運暫定措置事業は、あくまでも日本内航海運組合総連合会が実施する事業であり、本事業に係る累積債務が同連合会にある現状において、ご接来の「地方港一版仲港間を運動する国際フィーダー船について納付金を廃けることは困難である。 なお、2,5000WT以上の大型フィーダー専用コンテト船の建造等納付金を特例に減免を認めているのは、開議決定に基づ、智定措置事業の早期解消に向けた着実な納付金収入の確保を図っていてことを大削提としつつも、内航フィーダー輸送のコフト競争力を確保するために、コンテナ船を大型化した際にそれに比例して納付金負担額が増加し、大型化の重荷になることを提和するための措置であり、全ての船舶についての納付金免除は困難である。

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
128020 福島県	福島県浜通りロボット実証 区域実現プロジェクト	航空法第99条の2(飛行に影響を及ぼすおそれ のある行為) 航空法施行規則第209条の3及び第209条の4 (飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)	運用を想定した高度600mまでの空域。常常時使用可能とするために包括的(例えば通年)な空域使用の許可を希望する。これに伴い、航空法99条及び同能行規則209条の2に基づく航空局への航空情報提出を飛行の都度提供(日々)から一定期間の空域使用計画及び使用報告の提出とすることを希望する。また。この空域は長期間使用を想定しているため、その	平成27年12月10日、ドローン等の無人航空機の落下等による地上の人又は物件への影響を防止する観点から、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、表本的なルールを定める改正航空法が施行された。改正法では、高さ150m以上や空港周辺での飛行について、有人機と衝突するおそれがあるため、国土交通大臣の許可を求めている。しかしなが、国土交通大臣の許可を求めている。しかしなが、国土交通大臣の許可を求めている。しかは「は、現代実験を行うことは可能である。なお、継続的に無人航空機を飛行させる場合については、最長1年を限度に許可等を行うことしていることから、都定の申請は不要である。ことに、一定の期間以上の計画が確認された場合には、從前よりノータムではなく航空路線相反と航途相反を航空構像を発行することとなっており、無人航空機の飛行に関しても、同様の扱いとなる。	-	-	-
130010 (非公妻)	市街化調整区域内 における医療・介護 複合施設研究事業	都市計画法第34条第1項		現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の地域の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の設定を受けた出き、国家戦略特別区域法第22条(により開発計可があったものとみなされることとなった。 なお、現行においても開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は着して不適当と認められる開発行為として開発計可権者である都道府県等が判断する場合には許可されることとなっている。	ı	-	-
公益社団法人 関西経 132022 済連合会 健康・医療専門委員会	再生医療の実用化促進・産業化拡大	建築基準法施行令126条の2 他	CPCI=関する基準の緩和: 排気装置設置を条件とした排煙設備設置要件 の緩和	建築基準法施行令第126条の2の規定においては、火災時に発生する煙やガスが避難行動を妨げ、一酸化炭素中毒などの死傷事故を引き起こしている例を踏まえ、煙対 際による人命の安生性を循係するため、一定の建築物に非経験値の設置を求めている。 なお、現行基準においても、排煙に関する規定を含めた避難安全性能については性能規定化されており、内破材料や室内に置かれる可燃物などに応じて発生する煙に巻かれる前に、在破者が安全に避難できる計画になっていることを確認することができれば、排煙設備の設置を免除することができる。	-	-	-
135060 熊本県	中山間地域における農業を基軸とした地方創生	「道の駅」登録・案内要網2のへ	「道の駅」登録・案内要綱において、「道の駅」 の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る 必的な団体とむれているが、市町村に代わり得る 公的な団体として農協を対象に追加する。	「道の駅」は、道路利用者が安心して休憩できる場としてだけでなく、福祉、防災、観光、文化、地域経済など行政(市面付が抗える様々な分野の課題を解決する場であることから、市町村が日本の計画を開から、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の出来では、日本の記念は、日本の記	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
136030	佐賀県島格市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、 交通結節機能を最大限活 かす、九州における「新た な地域集積強力構造特定) で一生運働けるまち」モデ ルの創出~	①旧都市計画法第34条10号イ(H19.11.30廃止) 止) ②都市計画法第13条第1項第7号	模開発をより迅速に実現すべく、先に廃止された基準(都市計画法第34条第10号イ)と同等に開発許可基準を緩和する。 ② 市街化調整区域の大規模開発を用途制限付きで許可すべく。都市計画法第13条第1項	○ 公刊の国教・戦時が内心を域広・い、、国教・戦時が付め、極大震が、開光計・引を有 かる地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化 及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国 家戦略開発事業)について包装計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の設定を受 けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発計可があったものとみなされる こととなっている。 ② 市街化調整区域で、用途地域が定められていない土地の区域であっても、地区計画を定めることにより、建築物等の用途の制限を定めることができる。	定については手続き等の面で負担を聴きるり、地区計画を定めなり、地区計画を定めなり、地区計画を定めなりでも後前のように一定規則発表を事業については開発を予留といる。 提案の可否とびその理由について、具体的に回答されたい。	我々の特区提案は、4方向への展開が可能で、全国向にも3大都市圏・県庁所在地以外には存在したは稀在な村性を有する「島籍ジャング・3」と「瞬様する島橋インターチェンジ」から掘れる中の以内の地域(「香化・図路」という大規模開発を可能とする規模を設け、5ha以上の大規模開発をでは一部できる規模を設け、5ha以上の大規模開発をできる。日本で、スピード感をもった計画的な土地利用を目指すものです。人口減少社会を迎え、増大する人口を受け止めるための大規模開発の必要性が低下したことから決一部改正により、地区計画に一本化された、農販展用がの手続きをしなければ地区計画はでないこともあり、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が、入し頭が住宅を埋火を平く、社・市舎安の爬れで、本木地定され いない施設等の立地が増加したこから、今後は地区計画「一本化 することで、大規模開発について都市計画手続き通じた地域の判断を 要することとして廃止されたものである。 また、当該基準に対しても農業機関地域における農用地区域の場 合には、農業機関地域からの除外手続が必要とされていた点につい
136040	佐賀県島橋市 福岡県小郡市	県境を越えた連携により、 交通結節機能を最大限活 かす、九州における「新た な地域集構造」構造特定。 「一生運働けるまち」モデ ルの創出〜	都市計画法第13条第1項第2号、都市計画法 施行令第8条第1項第1号	市の中心市街地からは離れているものの、県境を挟んだ隣接自治体の市街地上接する地域については、連続性を創案しつつ地域の実情に合った市街地形成を促し、男外隣接自治体の都市計画との連携をより一層図あため、市街地編入の条件である「既成市街地に連続していること」という規定の弾力化を図る。	市街化調整区域における産業団地等の整備は、当該産業団地等の区域について、市街化区域への編入(県が決定権者)又は地区計画の決定(市が決定権者)等により、都市計画法第29条第1項による開発計可を受けて行うことが可能です。なお、技術的設定である部計画連用指針においては、成成市街地と連続しない「飛地と市街化区域を編入する際の面積について、インターチェンジ等の公头公益施設と一体となって整備される工業、流道業務等の適地の場合には、都市施設や宅地等が適正に配置された一つの住区を形成する最低限の規模として20つは上を目途としています。 ただし、今回の事業のように、市街化区域に編入しようとする区域が、講接他県の技施市街地区域能しているとみなせる場合には、それらが収する都市計画区域に属するものであったとしても必ずしも「飛地」扱いしなくてもよい場合があるものと考えられます。したがいまして、まずは、県に対し市街化区域への編入等について相談するとともに、貴市において地区計画制度の活用を検討していただきたいと考えます。	-	-	_
137010	ユニバーサルデザイン のホテル風曜日(かぜ ようび) 【提案内容公表不可】	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
137020	ユニバーサルデザイン のホテル風曜日 (かぜ ようび)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公妻)	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
137030	ユニバーサルデザイン のホテル風曜日(かぜ ようび)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
137040	ユニバーサルデザイン のホテル風曜日(かぜ ようび)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
139020	NPO法人「菜の花学 舎」	市街化調整区域における 開発行為に関する緩和要 請	都市計画法第34条	うけられない。	現行の国家機略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者で ある地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及 び国際的な接済者動の独成の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家 戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受け、 たとさには、国家戦略特別区域法第22条により開発計可があったものとみなされること となっている。	-	-	_
143010	株式会社バドシーディ ング	三角表示板の設置義務は 危険な作業!	有するものマけ別記様式第五の六に定める様	ば、悪天候でも車内で待機できるのである。ト ンネル内や、高架橋であった場合、避難するの は返って危険な行動なのである。 (弊社、ホームページ内CG動画参照願います) 電波ハザードランプを選択肢に加えて頂きた い。	停止表示器材は、故障その他の理由により、高速自動車国道等の本線車両等に停止せざるを得ない場合に、交通の安全・円滑を確保するために表示が義務付けられているものである。御様家の「電波ハザードランプ」を停止表示器材として定めるためには、全ての車両が同様の装置を接備していることが必要となるところ、自動連重配者・使用者等の負担等も考慮すると、現時点でこれを一様に義務化することは困難と考える。 なお、特区であるかあいたかからず、現在定めるれている停止表示器材と併せて、なお、特区であるかあいたかからず、現在定める上では原生するものでなく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えないものと考える。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	件ございます。①インターネットなどによる事	特区であるか否かにかかわらず、現在定められている停止表示器材と併せて御提案の設置を使用することは、追答交通に支障を生ずるものでなく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えいことについては、以前行った検討要請について、事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等は存在せず、本特区制度における検討対象ではないものと考える。

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
146010	大阪医薬品協会	再生医療等製品の製造設 債 (CPO)について	建築基準法·施行令·121条·1項·6号(口)	細胞製造設備(CPC)においては、作業の性質 上、設備を熟知した人員が作業をするため、避 難方向の二方向性を要件より外して頂きたい。	2以上の直通階段を設けて2方向に避難路を確保することは、火災時に一方が通行不能となった場合にも、他方へ避難できる道を残してより安全性を高めることを目的としたものであるため、設備を熟知した人員が作業する場合であるかどうかに関わらず、当該規定を緩和することはできない。		-	-
146020	<b>大阪医薬品協会</b>	再生医療等製品の製造設 備(GPO)について	建築基準法・施行令・126条の2	細胞製造設備(CPC)においては、通常、排気 装置は設置するため、排煙設備の代替となり 得る。排気装置が設置されている場合、排煙設 備の設置を要件より外して頂きたい。	建築基準法施行令第126条の2の規定においては、火災時に発生する煙やガスが避 難行動を妨げ、一酸化炭素中毒などの死傷事故を引き起こしている例を踏まえ、煙対 策による人命の安全性を確保するため、一定の建築物に排煙設備の設置を求めてい る。 なお、現行基準においても、排煙に関する規定を含めた避難安全性能については性 能規定化されており、段基材料や室内に置かれる可燃物などにはじて発生する便に巻 かれる前に、在館者が安全に避難できる計画になっていることを確認することができれ ば、排煙設備の設置を免除することができる。	-	-	_
154053	茨城県. 笠間市	购芸国際都市笠間 推進特 区	建築基準法第87条 建築基準法施行規則第3条の2 建築基率法施行規則第3条の2 建築基率法施行分第128条の4、第129条 提案基本法施行分第128条の4、第129条 「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いに ついて」(平成17年年1月17日国住指第2496 号)	・「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」(平成17年年1月17日間柱指第2496号)において、農林漁業者が営む農山漁村余 報法条5・項に規定する農林漁業体験民宿 素として住宅の一部を利用する場合。客室床 面積33m未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等遊車 大阪が大いと認められる建築物については、建築基準法上1柱 宅1として扱う回の通知がなれているとう。本提案における「陶芸民宿」(宿泊とともに陶芸保験等のサービスを提供する第二等について、農家民宿と同様に建築基準法上の「旅館」と扱わないこととする。	ご提案の「陶芸民宿」については、どのようなものかを明確にしていただいたうえで、 改めてご提案願いたい。	右提案者からの意見及 び「陶芸氏衛」の概要を 示した追加資料を踏ま 元、提案内容有度検 討し、提供内容等再現の 可否について、回答され たい。	・陶芸民宿は、窯元(かまもと:陶磁器製造事業者)の自宅(住宅)の一部又は従業員宿舎に客を宿泊させ、工房(陶磁器を製造する場所)でろくろ回、中総付けなどの陶芸体験や食事を提供することを内容とする。これについて、農業民産と用係、客宴た面積33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支援がないと認められる建築物については、建築基準法上「住宅」として扱っていただきたい。	ご提案の陶芸民宿の営業形態は、宿泊営業と考えられ、この場合、旅館業法の営業許可を受ける必要があると考えられます。今般、旅館業法施行争の改正により、宿泊省の人数を10人未満とする場合にこいても、33㎡に宿泊者の数を乗して得た面積以上の延床面積の客室を有する場合には、開場宿竹営業の影下可を受けることが可能となりました。こうしたものについては、建築基準法上ホテル・旅館として取り扱うこととしているため、住宅として扱うことはできません。ただし、厚生労働者と観光庁が展立を11月末に共同で立ち上げた有瀬舎会議『氏泊サービス』のあり方に関する検討を』において、関係各庁(国上交通者住宅局・消防庁・警察行・加え、幅広い戦島から検討しているところであり、今後は、ご提案の陶芸民宿に関しては、同会議での検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

提案 管理 番号 提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
154054 茨城県. 笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特 区	道路運送法第4条 「福泊施設及びエコンアー等の事業者が宿泊 者及びソアー参加者を対象に行う送迎のため の輸送について」(平成23年3月31日付園自旅 第239号)	製造事業者) ②旅客対象:宿泊客のみ(宿泊サービスの一環 として行う。) ③送迎の範囲: 第元と公共交通機関の最寄 駅)の間を想定。周辺観光地は含まない。 ④運送料金: 無償	宿泊施設等が行う宿泊客等の送迎のための輸送については、当該宿泊施設等における本来的なサービスである宿泊サービスの提供、輸送が密接不可分で、その業務過程の中に包摂され、輸送が独立性を有しないものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、実費を含め送迎に係る運送の対価を収受していない場合に限り、当該宿泊施設等の最寄り駅等と当該宿泊施設等との間で行われる輸送については、道路運送法上の許可は要しないとしているところ。 脚裏長宿においても、同様であり、宿泊サービスの提供・輸送が密接不可分である等、要件の範囲であれば、現行制度においても実施可能である。	-	-	-
155012 長野県	長野県人口定着・確かな着 らしの実現を目指す地方創 生特区活用プラン (農事報台法人が行うこと ができる事業種類の拡大)		有償運送を行える者に、農事組合法人を加える。	展事組合法人は、農業者が集まって農業生産を協業して行おうとする場合に、法人格を取得する途を間ぐかめに特別に指置した簡易な法人形態であり、このことから、農業以外の事業を多角的に行うことは予定しておらず、農業以外の事業も多角的に行うにいる。 場合には、株式会社などの一般的な法人形態を活用することを想定し、制度的に手当場合けている。 今回例示のあった地域に密着した生活サービス事業の例のうち、食料品の販売については、自らが生産する最高産物の販売は現行制度上実施可能である。また、農事組合法人が、その経営を発展させる中で、農業生産にとどまらず事業の多角化を行うようなケースを授定して、農業組合法人から株式会社への組織変更の制度(簡易な手続で、現在の法人を解散することなく株式会社となることができる制度)を設けているところであり、この様にといるとことなく株式会社においても定数に変更と活用することにより、提案の内容は実現可能でいるところであり、では、経済会社においても定款に定めをおくことにより、提案の内容は実現可能でいるところであり、この様に対しているところであり、この様に対しているところであり、この様に対しているところである。また、自家用有償旅客運送の実施団体は道路運送法施行規則で同令第48条名号に列挙する非営利性を前提にした団体に限定しているところである。	右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。	に参入する途を開くことができないのか、理由 をより明確に示していただきたい。 また、株式会社への組織変更制度や、定款 の定めにより一人一議決権的な運営が可能 な点については承知をしており、その上で、 式会社化が、多数の組合員の合意に膨大な	る場合に、法人格を取得する途を開くために特別に措置した簡易な法
155030 長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン (地方空港における連用時間の延長に関する手続の簡素化)	平成20年1月22日付け東空保第16号阪空保第	場合には、「延長時間帯での運航計画」が構想 等の段階であっても、航空保安要員業務に従 事する国土交通省航空局職員の増員を要しな	要望書の提出時期については、既に個別の事情に応じて柔軟に対応しているところ であるが、ご提案の趣旨を踏まえて、空港設置管理者による空港運用時間の変更をよ り柔軟に行うことができるよう地方航空局達(平成20年1月22日付け東空保第16号版空 保第138号と更直し、平成27年1月20日に次正したところである。なお、実際に国土 交通省地方航空局が航空保安業務を提供する時間については、業務の効率的な遂行 の製点から引き続き運航計画に基づき適切に設定して参りたい。	-	-	-
155050 長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用ブラン (インパウン・作進の方の の外国人スキーインストラクターの確保)	出入国管理及び難民認定法第7条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2 号の基準を定める省令		スキーインストラクターの在留資格要件については、「「日本再興戦略」改訂2015」(平成27年6月90日閉議決定)において、「日本で本格的にスキーを楽しむ外国人旅行者が増加していることを踏まえ、外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスターリン・関係をかって、須調査を実施し、実務経験と要果に替わる要件の検討を進め、本年度中に結論を得る。」とされており、これに基づき関係省庁において検討を行うこととなっている。	右提案者からの意見を	外国人観光客が増加する中で、外国人ス キーヤーのサービスを向上させるため、引き 続き前向きな検討をお願いしたい。	実務経験年数要件に替わる資格要件について、観光庁が実施したス ノーリソート関係者のニーズ調査結果を踏まえ、一定のスキーインスト ラクキー資格を有することを付着要件として認めることとし、法務省令 が改正され、新たな告示が制定されたところ(いずれも平成28年7月2 2日公布・施行)。

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
155060	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創 生特区活用プラン (道の駅内の道路区域にお ける道路占用許可の緩和)	道路法	道の駅内の道路区域における工作物等の占用 については、地方の裁量で許可できるようにす る。	道路の占用は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが大きいため、道路の占用許可を行う者は、当該道路の構造、状態、周辺環境等を的確に把握、管理している 道路管理者である必要がある。 なお、道の駅内の道路を設定 なお、道の駅内の道路を設定 は、法令に定める基準に適合し、道路管理上の支障がない限り、占用許可をすること は可能である。	-	-	-
155070	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創 生物区が高用プラン (道の駅内の道路区域にお ける道路占用許可の緩和)	道路法施行令	道の駅内の道路区域については、無余地性 の原則を適用しないこととする。	道路は道の駅の構内の道路区域を含めて、一般交通の用に供することを本来目的としていることから、開接する地域振興態度等の道路区域外において、工作物等を設置する余地がある場合には、道路区域外に設立すべきであると考えている。なお、道の駅内の道路区域においても、隣接する地域振興施設に余地がないと認められる場合には、無余地性の原則の下でも、道路占用許可は可能と考えられる。	-	-	-
155080	長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創 生物医活用プラン (下水道施設によるし尿等 の処理について)	下水道法	設を下水道施設として位置付ける。	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道 処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると 考える。 なお、し尿等を下水道施設に受け入れるための施設の扱いについては、国土交通省 と環境省で連携し、検討する。	-	-	-
157011	個人 (スポーツ特区推進研究会)	スポーツの場所を充実させ る「スポーツ特区」	建築基準法第86条の7、建築基準法施行令第 137条の2、第137条の7、第137条の12~ 15	一定の既存不適格建物について、増改築時に 建築基準法を適用しない扱いとする。例えば、 既存不適格建物の増改築時に、倍数を緩和す る。	既存不適格建築物に増築等を行う場合には、建築基準法第3条第3項では、建築物の質的水準の維持向上の製品から、原則として成存的分を含めて建築物金体を現行 規定へ適合すべきことを要求しているが、カすかに手を加えるだけで建築物金体を現 行規定へ適合させなければならないことは、経済的に不合理であることから、一定の前 両へ増心変差令行う場合に限り、既存形がへの規定の適用を緩和している。 また、一例として取り上げられた用途規制の既存不過程業を制に対する増心策の また、一例として取り上げられた用途規制の既存不過格整業物に対する増心策の の現行規定適合に関する緩和措置については、用途規制は、地方公共団体が定める 都市計画における土地利用計画の実現を固るとともに市街地の環境を保全するため の制度であるため、原則として、増立業を開発、建築物を未受担行規定へ適合させ ることを求めているところである。しかしながら、用途の既存不適格建築物の継続利用 の範囲内と認められる場合に限って例外的に増改業を認めていることから、更に緩和 することは困難である。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
157020	個人 (スポーツ特区推進研 完全)	スポーツの場所を充実させる「スポーツ特区」	用途地域による建築制限につき、都市計画法 第8条、第9条、建築基準法第48条。 市街化調整区域の開発制限につき、都市計画 法第34条	建築基準法の規制を緩和し、たとえば、第二種中高層住宅専用地域における体育館や屋外水泳ブールの建築に影めるとか、第一種中高度住宅専用地域における多目的運動広場の建設を認める。 市街化調整区域内の開発行為の要件を緩和し、一定のスポーツ施設も建築できるようにする。	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。なお、体育館等についても、立地可能な用途地域が定められているところであるが、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を設まえ許可した場合、特別用途地区や地区計画を活用して、条例によりこれの円器に供する建築物の用途規制の緩和を定めた場合には、ご要望の用途地域で建築することが可能である。現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に表づき、建築の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な関係と同じ前する等。国家戦略開発事業について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略構成事業。同家戦略開発事業について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。 なお、現行においても、開発区域の周辺における市街化を促進するおぞれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として開発許可権者である都道府県等が判断する場合には、許可されることとなっている。	-	-	_
158040	個人 (スポーツ特区推進研 究会)	子どものスポーツ環境を充 実させるための「スポーツ 特区」	道路運送法第2条、第4条、第78条第2号、第 79条、第80条 道路運送法施行規則第48条、第49条、第51条 の4、第51条の15、第52条	市町村単位の限定された地域においては、利 市町村単位の限定された地域においては、利 接路を試合や終電場所と呼びや自宅近辺の住 復に限定し、対価をカッリン代・高速代等の実 受のほか、一定限度の目当に限定するを必定 して、その範囲での国土交通大臣の登録ないし 許可を不要として要件を緩和する。	一の理広であつく、理呂協議会の言思を特に場合は、公共の憧怔を唯体する観点から、	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	移動は必須である。自家用バスを採有している学 校や少年スポーツテームであれば八次で移立で るが、そうでなければ保護者等が子どもを車で送 辺するほかない。これは家庭によって大きな身間で あり、その余裕がない家庭はスポーツをする機会 を失うことにおりなない。これでスポーツをある機会 を大うことにおりなない。これでスポーツをある。 このため、交通空白場等に送迎かたかの自意用バ ス有度資料のよう。最近高速がたかの自意用が、 大有度資料のよう。最近高速がありための自意用が、 大有度資料のよう。最近高速がありための自動を 展別になる別の負担と合わせて自家用バスを刊り 受けたり、自家用自動車を有度で積りたり、 信家用バスを別の負担と合わせて自家用が、(文を刊り 侵害が、大きなど、地域や目的を限って、自家用自動車 (自家用バスをも)の使用施阻し見直す対策を 検討すくきである。	他方、一定の要件の下に、例外的に自家用自動車により有償運送を行うことは可能である。 よって、利用者から額の多少に関わらず、運送に係る日当などを収受する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、運送事業の許可等を受ける必要がある。 ただし、主としてボランディア活動の一環として実際の運送が行われなかった場合に発生しないことが明らかな要用がリンパ、道路通行料、駐車場料金に限る)のみを収受する場合においては、許可等を要さなくも運送を行うことができるとしている。 直家用自動車を有償で貸し渡すことについては、運送事業の類似行為を防止する報点から、許可の取得を必要としており、当該報収行為 に該当る。場所のでは、本債貸渡の許可ではなく運送事業の許可が必
160030	リニア中央新幹線整備 を地域振興に活かす伊 那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化 に向けた地方創生特区活 用プラン	道路運送車両の保安基準第10条	自動車の装置を基準緩和する。	ご要望の道路運送車両法上の保安基準の緩和については具体的な提案内容が不明であるため具体的な回答が困難であるが、自動運転車においてもその構造、装置及び性能について現行の保安基準を満たしていれば、造路運送車両法上は特別な手続きなく、公道での実証実験が可能となっている。また、保安基準に適合しない車両であっても、道路運送車両の保安基準第6条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けることで試験走行が可能である。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
160046	を地域振興に活かす伊	「リニアバレー構想」具体化 に向けた地方創生特区活 用プラン	国家戦略特別区域法第17条	既存メニューを活用し、オープンカフェの設置 等、まちなか活性化策を進める。	オープンカフェについては、道路法施行令第7条第八号に該当し、現行制度において も、道路管理者の許可を受ければ、道路上に設置が可能である。	-	-	-
160090		「リニアバレー構想」具体化 に向けた地方創生特区活 用プラン	旅行業法第4条、第7条等 旅行業法施行規則 等	観光協会や行政が主体となった組織が、募集型企画旅行の取り扱いができるよう、旅行業法等に営業保証金や業務取扱範囲について特例を設ける。	旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする法律であり、旅行業等を営む者について登録制度を設けるととし、登録を受けた旅行業者等に対し、契約書面等の受付義務、旅程管理義務、旅行業務取扱管理者の選任 こうした消費者保護の名義務を課すことにより、消費者保護を図っている。こうした消費者保護のさぬの各規定については、旅行業の実施主体が観光協会や行政である場合であっても退守されるべきものであり、観光協会や行政について旅行業法を緩和する旨のご提案を認めることはできない。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	光事業に取り組んでいるが、扱える旅行範囲 が限られ、都市間等発着の第票型企画旅行 を扱えない。また、民間事業者が取り組みにくい い中、行改と共に地域の観光が高くが 行業者となるには、営業保証金などの負担も 採題である。首都圏等から地方への地方創 生の人の流れを創りだす施策を進め、雇用促 速や地域経済の活性に実践するため、旅行 業法の要件の見直しを求める。 具体的には、地域限定旅行業の条務取扱施	ご案内のとおり、旅行業法に基づく、営業保証金の供託義務や旅行 業務の政治では一級が、旅行車なが、旅行中の旅行 表別なかな金等に対する里な支援に負担することに鑑みて 設けられたものである。そして、旅行業者が自ら企画する旅行の催行 前囲が大きなればなるほど、参加者及び事故発生のリスケが増え、 旅行業者の責任が大きなることから、旅行業法は、自ら企画する旅 行の範囲に応じて、第一種から地域限定までの4種類の業務区分を 設け、これに応じた金額の営業保証金の供託を求めている。 上述の旅行業者の責任については、旅行業の実施主体が「観光協 全や行政」が主体なる名場合で同様をあり、ご提案の地域限定旅行 業の業務範囲の大幅な拡大や、旅行業法の適用除外は認められな い。
16203(	東京都、極橋区、東東京都、板橋区、東田、東京都区、林田区、村田区、地田、区、村田区、世種、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公妻)	(非公表)	(非公表)	(非公衰)
165020	一般社団法人パブリッ ) ケ・プレイス・パートナー ズ	道路空間の自由化(道路 空間の公園化)	都市公園法施行令第二条	「特例道路公園事業」により、道路空間の一部を広場空間のように活用しやすい区域に設定する。 異株的には、都市公園の設置基準に、道路を 通加する。	内容について提案者に追加で確認したが、具体的に求めている内容が不明瞭である ため、当省への提案として受け付け、対応することが困難。	-	-	-

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
166010	一般社団法人パブリッ ク・ブレイス・パートナー ズ	道路空間の自由化(道路 空間を公園空間に移管し た場合の陣壁)	道路法第92条第1項	「国家戦略道路不要物件活用事業」により、道路区域の変更手続きや管理を迅速化し、道路空間を公園区域などに活用しやすくする。	不用物件について、従前当該道路を管理していた者に対し、一定期間の管理を義務付けているのは、 ①当該不用物件を道路事業に活用することを優先して、他の道路管理者による検討 及びこれを使用したい旨の申し出に必要と考えられる期間を確保し、道路管理者間に おける協議及び調整を可能とする ②徴実の利用者である沿道住民の通行上の便益を考慮し、一定期間の機能存続が 必要である との趣旨によるものであり、①に必要となる期間を考慮して設定されているものである。 このため、ご提案にあるような管理期間の縮減を行うことはできない。 なお、現時点で寄せられている情報では、スケジュールを考慮して計画的な道路区域 の変更を行えば十分足りるものと考えられ、道路法第32条第・項の規定がどの程度支 健となっているのか明らかでないことから、更なる検討が必要である場合は、この点を 具体的に明らかにされる必要があることを申し添える。	-	-	-
167010	三菱地所㈱	大街区化における 廃道許可手続きの簡素化	道路法第10条3項 (路線の廃止又は変更)	都市計画決定等で確定した場合は、道路法上 の路線変更、廃止のための議会承認手続きの 免除	都道府県道又は市町村道は、その目的や機能から直接住民の利害に関係する道路であり、路線の認定や廃止については住民の意思を充分に反映させる必要があるととし、道路管理者である地方公共団体の財政負担に影響を設ますことか。当該地方公共団体の議会の議決を経ることとしているものであり、議会の議決を免除することは困難である。	-	_	-
169010	三菱地所㈱	非常用発電機用 オイルタンクの燃料の 貯蔵量上限の緩和・撤廃	建築基準法第48条(用途地域等) 建築基準法施行令第130条の9 (危険物の貯蔵又は処理に供する建築物) 危険物の規制に関する政令第12条第1項第1 号、同第4号 (屋内タンク貯蔵所の基準)	屋内や屋上における非常用発電機用燃料の貯蔵量上限を緩和(もしくは撤廃)して頂きたい。	建物内に屋内附蔵タンクを設ける場合、タンク専用室に設ける一の屋内貯蔵タンクの 容量に設けられている上限については、危険物の漏えいや火災を建物の一部分に局 限化し、もって危険性を低減させるとともに、そこから建物内の他の部分への漏えい、 延焼がないように規定されているものである。屋内や屋上で大量の危険物が漏えい、 延伸でいる場合には、建物全体へと延焼する危険性が事常に高いこともあり、 一カ所で大量の危険物を取り扱うことは危険である。また、大量の危険物を建築物の 上や屋内に貯蔵すると、投切場合、近隣に与える影響が大きいことや屋内での消 火救助活動に重大な影響を与えるおされがあると考えられる。そのため、タンクの容量 産増やすことは困難と考えられるが、タンク専用室を複数設けることにより非常時に使 用出来る日数分の燃料を貯蔵することが可能である。また、引火点が70度以上の第3名指摘である重油を屋内タンが登場でして呼載する 事た。引火点が70度以上の第3名指摘である重油を屋内タンが発展が15年の 対策により、平屋建て以外の強速が削減することは現行規定でも可能である。 また、建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められ いた。 いた。 の貯蔵量を定めて制限しているが、定められた危険物の貯蔵量を超えるものについて、 も、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を踏まえ許可した も、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を踏まえ許可した も、特定行政庁が個別計画に応じ、周辺の市街地環境への影響等を踏まえ許可した 場合には、ご要望の用途地域で建築することが可能である。	備の強化等に係る危勢 が が は が が が が が が が が が が が が が	国土強靭化基本計画に伴い設置される危険	・消防法に基づく危険物規制の合理化の必要性等を検討するものであ
170010	三菱地所織	工事中の計画変更時における避難安全検証大臣認定 房取得手続きの短縮 (若しくは免除)	建築基準法施行規則第3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更) 建築基準法施行令 第129条の2 (所避難安全検証法) 建築基準法施行令 第129条の2の2 (全館避難安全検証法)	り、避難安全検証の大臣認定取得物件であっ でも、工事中の変更手続きを要しない変更の規 定を設けて頂きたい。 具体的には、建築基準法施行規則第3条の2 に定められている。「計画の変更に係る確認を 要しない軽微な変更」に類する軽微な変更の 、遅難安全検証に関与しない、若しくは避難	ご提案にあら内装変更等により検証に係る計算等が変わると、変更内容によっては 求める技術基準を満たさい場合、又は、大臣思定を受けた性能の範囲から外れる場合があることから、大臣思定を再度取得していただくことしている。 ご提家の心臓競女全検証に関与しない、若しくは避難上明めいて安全側である変更」 については、建業主等が、変更内容が避難安全検証に関与しない、又は避難上明らか に安全側であると判断することに不確実性があることから、軽微な変更に盛り込むこと はてきない。	右提案者からの意見を 踏まえ、計画変更の意見を を不要とする仕組みらい 助の可否及び「あから応の 可否及が「あかの方とで、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 の	とする仕組みづくりを要望致します。また、「あ	なお、認定の際の検討範囲を超えて設計内容に変更がある場合に限り、再度認定を取得していただくこととしていますが、建築計画の変更に対応できるよう、あらかじめ想定される内容を含めた計画に対して

Ŷ	是案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
177	11010 3	三菱地所㈱	大学(大学院) サテライト教 室 に関する用途規制緩和	建築基準法第87条 (用途の変更に対するこの法律の準用) 建業基準法施行規則第3条の2 (計画の変更に係る確認を要しない軽微な変 更)	社会人向けキャンパスの建築基準法上の用 途を「学校」ではなく「事務所」として認めて頂き たい。	建築基準法は、用途ごとに安全性等に関する最低基準を定めており、その用途に応 じた技術基準に適合させる必要がある。 学校は、講義室等多数の人が日常的に集まって使用する居室などがあることから、安 全に避難できるよう、防火上主要な間仕切壁に関する規定の適用を求めているなど、 事務所の用途と比較してより安全に配慮した技術基準を求めている。このため、ご提 家のあった社会人向はキャンハスは、安全性等の観点から、建築基準法しの用途を事 務所として取り扱うことはできない。 なお、防火上主要な間付む壁の規定については、平成26年の制度見直しにより、スプ リンクラーの設置で代替できることとするなど、規制の合理化を行っている。 ナイド」国トで海省を11年、肝存るトックの有効法用に大変重要変加等課題であると	い大学院のサテライト教	のサテフィト教主は、その任格上にい調査といる多数の人数を集めての講義を行うものでなく人数の少ない研究やゼミ主体の活動となるため、実態は通常オフィスと同じと言えます。例えば、〇〇㎡以上の講義室を有しない場合は・・第の高種的条件などを加えることによっ	社会人向けキャンパスについては、講義室等多数の人が日常的に集まって使用する居室があることの他にも、生徒が毎年入れ書かる等不特定の人が利用することからも、事務所の用途と異なる基準を適用させるべきと表えております。 でお、具体的文障として挙げられた積載荷重については、実況に応じて育算することとしていることから、個別の計画に応じて荷重条件を設定することが可能となっています。また、他の文庫については、詳細にお話を伺いたいので、個別にご相談いただければと思います。